

## 令和4年度弘前市耕作放棄地再生促進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市は、担い手による耕作放棄地再生の取組を支援することにより、地域農業の健全な発展、農地の有効活用並びに農地保全による生活環境及び地域の景観等の維持を図るため、令和4年度予算の範囲内において、弘前市耕作放棄地再生促進事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、弘前市補助金等交付規則(平成18年弘前市規則第57号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、耕作放棄地の再生利用活動に係る再生作業(障害物除去、深耕、整地、これらの作業と併せて行う土壌改良(肥料又は有機質資材の投入、緑肥作物の栽培等)等)を実施する事業とする。ただし、市以外の者から補助金の交付を受ける事業を除く。

### (対象農地)

第3条 補助事業の対象となる農地(以下「対象農地」という。)は、農地法(昭和27年法律第229号)第32条第1項第1号に該当する市内の農地とする。

### (補助事業者)

第4条 補助金の交付の対象となるもの(以下「補助事業者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 地上権、永小作権、質権、使用貸借権若しくは賃借権の設定若しくは移転、所有権の移転又は農作業受委託(経営主宰権が委託者に帰属するものに限る。)によって対象農地の耕作する権利等(以下「対象農地耕作権等」という。)を取得した、市内に住所を有する農業者、市内に本店等を有する農業を営む会社若しくは農事組合法人(以下「農業法人」という。)又は農業者等で組織する団体であること。
- (2) 補助事業を実施しようとする対象農地に対し、過去に弘前市耕作放棄地再生促進事業費補助金の交付を受けて第2条の再生作業を行った実績がないこと。

### (補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業者が補助事業を実施するために必要な経費であって、次に掲げるものとする。

- (1) 賃金
- (2) 物品、資材等購入費、燃料費及び廃棄物処理費
- (3) 調査費
- (4) 機械器具等購入費又は借上料
- (5) 工事委託費

### (補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額の合計額(対象農地の所有者から委託料その他の収入がある場合若しくは機械器具等を下取りにより購入した場合にあっては、当該合計額から当該収入若しくは当該下取り金額を控除した額)又は補助事業を実施した対象農地の面積に10アール当たり25,000円の交付単価を乗じて得た額のいずれか少ない額以内の額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当する場合における補助金の額は、補助事業を実施した対象農地の面積に10アールあたり50,000円の交付単価を乗じて得た額以内の額とする。

- (1) 補助対象経費の実支出額の合計額が、補助事業を実施した対象農地の面積に10アール当たり100,000円の単価を乗じて得た額以上であること。
- (2) 次に掲げる作業を一つ以上実施する補助事業であること。
  - ア 径が6センチメートルを超える樹木を抜根する作業
  - イ 対象農地の全域をトラクター等で2回以上耕起する作業

ウ 対象農地の全域において土壌改良を伴う補助事業を行う作業  
(交付申請)

第7条 規則第3条の補助金等交付申請書は、令和4年度弘前市耕作放棄地再生促進事業費補助金交付申請書(様式第1号)とする。

2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 対象農地の写真等
- (4) 対象農地耕作権等を取得したことが確認できる書類
- (5) 定款、規約等の写し(農業法人又は農業者等で組織する団体に限る。)

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の申請書の提出期限は、令和5年2月28日とする。

5 第1項の申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(事前着手)

第8条 補助金の交付を受けようとするものは、補助金の交付決定前に事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、やむを得ない事由により、補助金の交付決定前に、事業を実施しようとする場合において、着手前に令和4年度弘前市耕作放棄地再生促進事業費補助金事前着手届(様式第4号)を市長に提出したときは、この限りでない。

(交付の条件)

第9条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規則第5条の規定により付された条件とする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ令和4年度弘前市耕作放棄地再生促進事業費補助金事業変更承認申請書(様式第5号)を市長に提出して、その承認を受けること。ただし、交付決定額の3割以内の減額については、この限りでない。
- (2) 補助事業を行うために工事の施工、物品の購入等をする場合は、市内業者(市内に本店を有するものに限る。以下同じ。)に発注するものとする。
- (3) 前号の規定にかかわらず、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、市内業者に発注しないことができる。この場合において、補助事業者は、あらかじめ市長に理由書(様式第6号)を提出しなければならない。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和4年度弘前市耕作放棄地再生促進事業費補助金事業中止(廃止)承認申請書(様式第7号)を市長に提出して、その承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(交付決定)

第10条 規則第6条の補助金等交付決定通知書は、令和4年度弘前市耕作放棄地再生促進事業費補助金交付決定通知書(様式第8号)とする。

(変更交付決定)

第11条 市長は、第9条第1号の承認をしたときは、令和4年度弘前市耕作放棄地再生促進事業費補助金変更交付決定通知書(様式第9号)により、補助事業者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第12条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日として市長が定める日は、補助金の交付決定通知書の送付を受けた日の翌日から起算して15日を経過した日とする。

(実績報告)

第13条 規則第12条の補助事業等実績報告書は、令和4年度弘前市耕作放棄地再生促進事業費補助金事業完了(廃止)実績報告書(様式第10号)とする。

2 前項の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書(様式第11号)
- (2) 収支決算書(様式第12号)
- (3) 作業日誌等、実施した作業内容が分かるものの写し
- (4) 領収証、受領証等支払を証明するものの写し
- (5) 第6条第2項第2号に掲げる作業を実施した場合にあっては、その事実を証明するものの写し

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の報告書の提出期限は、補助事業が完了した日(第9条第4号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日)の翌日から起算して30日を経過した日又は令和5年3月31日のいずれか早い日とする。

5 第1項の報告書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第14条 規則第13条の補助金等交付額確定通知書は、令和4年度弘前市耕作放棄地再生促進事業費補助金交付額確定通知書(様式第13号)とする。

(財産の管理及び処分)

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した備品、機械等についての台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

2 規則第20条ただし書の市長が定める期間は、5年とする。

3 規則第20条第2号の市長が定めるものは、補助金により取得した備品、機械等のうち取得価格が100,000円以上のものとする。

(補助金の請求等)

第16条 補助金の請求は、令和4年度弘前市耕作放棄地再生促進事業費補助金請求書(様式第14号)を市長に提出して行うものとする。

2 補助金は、前項の請求書が提出された日から起算して30日以内に口座振替により交付する。

(帳簿等の保管)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の費用の収支の内容を証する書類並びに補助事業の実績を証する書類を、令和10年3月31日まで保管しなければならない。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第1号（第7条第1項関係）

令和 年 月 日

弘前市長 様

住 所  
申請者  
氏 名

令和4年度弘前市耕作放棄地再生促進事業費補助金交付申請書

令和4年度において実施する耕作放棄地再生促進事業について、補助金の交付を受けた  
いので、弘前市補助金等交付規則第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額

\_\_\_\_\_円

2 補助金の額の算定根拠

3 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 対象農地の写真等
- (4) 対象農地耕作権等を取得したことが確認できる書類
- (5) 定款、規約等の写し（農業法人又は農業者等で組織する団体に限る。）

備考

- 1 申請者が法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載事項  
とします。
- 2 氏名又は代表者名は、署名してください。なお、申請者が法人の場合又は法人以  
外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。
- 3 上記に掲げる添付書類以外の書類の提出を求めることがあります。

担当及び提出先：農林部農政課  
電話：40-0656

様式第2号（第7条第2項関係）

## 事業計画書

- 1 補助事業の名称
  
  
  
  
  
- 2 補助事業の目的
  
  
  
  
  
- 3 補助事業の概要（実施計画、事業内容）
  
  
  
  
  
- 4 補助事業の期間
  
  
  
  
  
- 5 補助事業の遂行により予想される成果
  
  
  
  
  
- 6 その他

備考 用紙が不足する項目は、別紙としてください。

様式第3号（第7条第2項関係）

収支予算書

1 収 入

（単位：円）

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減 額	摘 要
市補助金				
計				

2 支 出

（単位：円）

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減 額	摘 要
計				

備考

- 1 摘要欄には、本年度予算額の積算の基礎を記入してください。
- 2 支出のうち、市補助金の補助対象経費を計上している科目については、当該補助対象経費の名称、金額等を摘要欄に記載（又は別紙を添付）し、その内容が分かるようにしてください。

様式第4号（第8条関係）

令和 年 月 日

弘前市長 様

住 所  
補助事業者  
氏 名

令和4年度弘前市耕作放棄地再生促進事業費補助金事前着手届

令和 年 月 日付けで申請した標記の補助事業について、下記のとおり交付決定前に着手しますので、令和4年度弘前市耕作放棄地再生促進事業費補助金交付要綱第8条の規定により届け出ます。

なお、本件について交付決定がなされなかった場合、または交付決定を受けた補助金額が補助申請額に達しない場合においても異議は申し立てません。

記

1 事前着手の理由

2 着手（予定）年月日 令和 年 月 日

備考

- 1 補助事業者が法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載事項とします。
- 2 氏名又は代表者名は、署名してください。なお、補助事業者が法人の場合又は法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

担当及び提出先：農林部農政課  
電話：40-0656

令和 年 月 日

弘前市長 様

住 所  
補助事業者  
氏 名

令和4年度弘前市耕作放棄地再生促進事業費補助金事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け弘農政収第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた下記補助事業の経費の配分（内容）を変更したいので、令和4年度弘前市耕作放棄地再生促進事業費補助金交付要綱第9条第1号の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称 令和4年度弘前市耕作放棄地再生促進事業
- 2 補助金の交付決定額 \_\_\_\_\_ 円
- 3 補助事業の経費の配分（内容）を変更する理由
- 4 補助事業の経費の配分（内容）の変更の内容

備考

- 1 補助事業者が法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載事項とします。
- 2 氏名又は代表者名は、署名してください。なお、補助事業者が法人の場合又は法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。
- 3 経費の配分を変更する場合は、収支予算書（様式第3号）に準じて作成し、上段に変更後の額を朱書きし、下段に変更前の額を記載してください。

担当及び提出先：農林部農政課  
電話：40-0656



様式第 6 号（第 9 条関係）

令和 年 月 日

弘前市長 様

住 所  
補助事業者  
氏 名

理由書

令和 年 月 日付け弘農政収第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた下記補助事業を行うに当たり、工事の施工又は物品の購入等を市内業者に発注しないこととしたいので、令和 4 年度弘前市耕作放棄地再生促進事業費補助金交付要綱第 9 条第 3 号の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

補助事業の名称	
工事の施工又は物品の購入等の内容	
業者名	
業者住所	
施工額又は購入額等	
理由	

備考

- 1 補助事業者が法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載事項とします。
- 2 氏名又は代表者名は、署名してください。なお、補助事業者が法人の場合又は法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

担当及び提出先：農林部農政課  
電話：40-0656

弘前市長 様

住所  
補助事業者  
氏名

令和4年度弘前市耕作放棄地再生促進事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け弘農政収第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた下記補助事業を中止（廃止）したいので、令和4年度弘前市耕作放棄地再生促進事業費補助金交付要綱第9条第4号の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金の交付決定額 \_\_\_\_\_ 円
- 3 補助事業を中止（廃止）する理由
- 4 補助事業の中止の期間（廃止の時期）

備考

- 1 補助事業者が法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載事項とします。
- 2 氏名又は代表者名は、署名してください。なお、補助事業者が法人の場合又は法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

担当及び提出先：農林部農政課  
電話：40-0656

弘農政収第 号  
令和 年 月 日

様

弘前市長 印

令和4年度弘前市耕作放棄地再生促進事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった標記補助金については、弘前市補助金等交付規則第4条第1項の規定に基づき交付することに決定したので、同規則第6条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 補助金の対象となる事業の目的及び内容並びにその事業に要する経費の配分は、令和 年 月 日付けによる補助金交付申請書及び添付書類に記載のとおりとする。
- 2 補助金の額 \_\_\_\_\_ 円
- 3 交付の条件
  - (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ令和4年度弘前市耕作放棄地再生促進事業費補助金事業変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出して、その承認を受けること。ただし、交付決定額の3割以内の減額については、この限りでない。
  - (2) 補助事業を行うために工事の施工、物品の購入等をする場合は、市内業者（市内に本店を有するものに限る。以下同じ。）に発注するものとする。
  - (3) 前号の規定にかかわらず、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、市内業者に発注しないことができる。この場合において、補助事業者は、あらかじめ市長に理由書（様式第6号）を提出しなければならない。
  - (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和4年度弘前市耕作放棄地再生促進事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）を市長に提出して、その承認を受けること。
  - (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- 4 その他
  - (1) 補助事業者は、令和4年度弘前市耕作放棄地再生促進事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書（様式第10号）に必要書類を添付して、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）の翌日から起算して30日を経過した日又は令和5年3月31日のいずれか早い日までに市長に提出してください。
  - (2) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の費用の収支の内容を証する書類並びに補助事業の実績を証する書類を整備し、令和10年3月31日まで保管してください。

担当：農林部農政課  
電話：40-0656

弘農政収第 号  
令和 年 月 日

様

弘前市長

印

令和4年度弘前市耕作放棄地再生促進事業費補助金変更交付決定通知書

令和 年 月 日付けで補助金変更承認申請のあった標記補助金については、弘前市補助金等交付規則第8条第1項の規定に基づき次のとおり変更して交付することに決定したので、同規則第6条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 補助金の対象となる事業の目的及び内容並びにその事業に要する経費の配分は、令和 年 月 日付けによる補助金事業変更承認申請書及び添付書類に記載のとおりとする。
- 2 補助金の変更承認決定額 \_\_\_\_\_ 円
- 3 補助金の追加交付決定額 \_\_\_\_\_ 円
- 4 交付の条件  
補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- 5 その他
  - (1) 補助事業者は、令和4年度弘前市耕作放棄地再生促進事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書（様式第10号）に必要書類を添付して、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）の翌日から起算して30日を経過した日又は令和5年3月31日のいずれか早い日までに市長に提出してください。
  - (2) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の費用の収支の内容を証する書類並びに補助事業の実績を証する書類を整備し、令和10年3月31日まで保管してください。

担当：農林部農政課  
電話：40-0656

様式第10号（第13条第1項関係）

令和 年 月 日

弘前市長 様

住 所  
補助事業者  
氏 名

令和4年度弘前市耕作放棄地再生促進事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書

令和 年 月 日付け弘農政収第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた下記補助事業が完了（を廃止）したので、弘前市補助金等交付規則第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称 令和4年度弘前市耕作放棄地再生促進事業
- 2 補助金の交付決定額 \_\_\_\_\_ 円
- 3 添付書類
  - (1) 事業実績書（様式第11号）
  - (2) 収支決算書（様式第12号）
  - (3) 作業日誌等、実施した作業内容が分かるものの写し
  - (4) 領収証、受領証等支払を証明するものの写し
  - (5) 第6条第2項第2号に掲げる作業を実施した場合にあっては、その事実を証明するものの写し

備考

- 1 補助事業者が法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載事項とします。
- 2 氏名又は代表者名は、署名してください。なお、補助事業者が法人の場合又は法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。
- 3 上記に掲げる添付書類以外の書類の提出を求めることがあります。

担当及び提出先：農林部農政課  
電話：40-0656

様式第 1 1 号（第 1 3 条第 2 項関係）

事業実績書

- 1 補助事業の名称
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 2 補助事業の遂行の概要
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 3 補助事業の期間
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 4 補助事業の遂行による成果
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 5 その他

備考 用紙が不足する項目は、別紙としてください。

様式第12号（第13条第2項関係）

収支決算書

1 収 入 (単位：円)

科 目	本年度収入額	本年度予算額	増 減 額	摘 要
市補助金				
計				

2 支 出 (単位：円)

科 目	本年度支出額	本年度予算額	増 減 額	摘 要
計				

備考

- 1 摘要欄には、本年度収入額及び本年度支出額の積算の内訳を記入してください。
- 2 支出のうち、市補助金の補助対象経費を計上している科目については、当該補助対象経費の名称、金額等を摘要欄に記載（又は別紙を添付）し、その内容が分かるようにしてください。

様式第 1 3 号（第 1 4 条関係）

弘農政収第 号  
令和 年 月 日

様

弘前市長

印

令和 4 年度弘前市耕作放棄地再生促進事業費補助金交付額確定通知書

標記補助金については、令和 年 月 日付け実績報告等に基づき下記のとおり額を確定したので、弘前市補助金等交付規則第 1 3 条の規定により通知します。

記

交付決定額	確定額
円	円

備考

- 1 令和 年 月 日までに令和 4 年度耕作放棄地再生促進事業費補助金請求書（様式第 1 4 号）を市長へ提出してください。
- 2 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の費用の収支の内容を証する書類並びに補助事業の実績を証する書類を整備し、令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで保管してください。
- 3 後日、市長は上記 2 に記載する書類等の提出を求め、又は検査をすることがあります。この提出若しくは検査を拒んだり、又は書類等を提出できないなどにより、補助事業の実施状況及び収支決算の状況を確認できない場合は、補助金の全部又は一部を返還していただきます。

担当：農林部農政課  
電話：4 0 - 0 6 5 6



様式第14号（第16条第1項関係）

令和 年 月 日

弘前市長 様

住所  
補助事業者  
氏名 印

令和4年度弘前市耕作放棄地再生促進事業費補助金請求書

令和 年 月 日付け弘農政収第 号をもって補助金交付額確定の通知を受けた下記補助金について、弘前市会計規則第54条第1項及び令和4年度弘前市耕作放棄地再生促進事業費補助金交付要綱第16条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額 \_\_\_\_\_ 円
- 2 補助金の名称 令和4年度弘前市耕作放棄地再生促進事業費補助金
- 3 補助金の交付確定額 \_\_\_\_\_ 円
- 4 振込口座  
(1) 金融機関及び支店名  
(2) 口座番号  
(3) 口座名義人

備考

- 1 補助事業者が法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載してください。
- 2 振込口座を会計管理者へ届けていない場合は、口座振替依頼書（債権者用）を併せて提出してください。

担当及び提出先：農林部農政課  
電話：40-0656